

みずでっぽう 水de報

No.105
2024年2月

令和6年能登半島地震の被災地で支援活動をしています

被災者への応急給水のため給水車(1,700リットル)1台と職員2名が支援活動をしています。また、下水道管路被害調査のための職員2名も被災地に入りました。



七尾市での給水活動

- 1月2日 日本水道協会石川県支部から応援要請を受け、被災地に向け給水車、職員出発
 - 1月3日 津幡町で応急給水活動を実施
 - 1月4、5日 七尾市で応急給水活動を実施
 - 1月6日 輪島市で応急給水活動を実施
 - 石川県から下水道管路被害調査のための応援要請
 - 1月7日 七尾市で応急給水活動を実施、応急給水活動第2陣出発
 - 1月8日 七尾市で第2陣応急給水活動開始、下水道管路被害調査のため職員出発
 - 1月9日 七尾市で応急給水活動を実施、内灘町で下水道管路被害調査を実施
 - 1月10、11日 七尾市で応急給水活動、下水道管路被害調査を実施
 - 1月12日 七尾市で応急給水活動、中能登町で下水道管路被害調査を実施
 - 応急給水活動第3陣、下水道管路被害調査第2陣出発
- ※応急給水活動、下水道管路被害調査を継続中(1月12日時点で活動完了時期は未定)

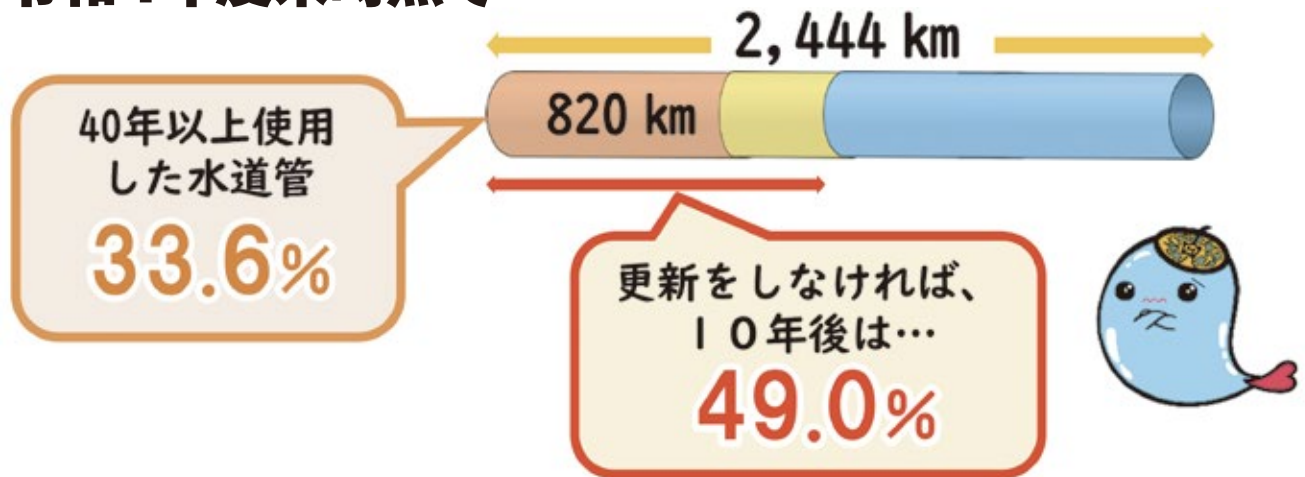
水道管の老朽化が進んでいます

水道管（配水管）は人口が増え、水道を使える区域を増やす必要があった高度経済成長期に多く作られました。そのため老朽化した水道管が多くなってきています。

令和4年度末で、水道管2,444 kmのうち820 km（33.6%）がすでに法定耐用年数の40年※を超えている状態です。

※法令で定められた年数で老朽化の目安となりますが、40年で直ちに管路の更新が必要となるわけではありません。

令和4年度末時点で…

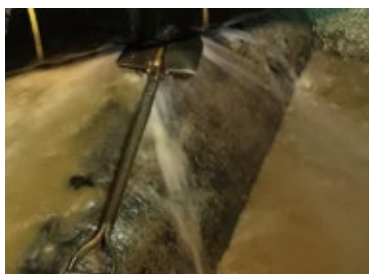


水道管を交換しないとどうなるの？

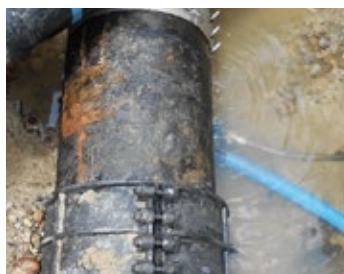
古い水道管を使い続けていると、水が漏れてしまって、最悪の場合は断水するかもしれません。また、昔の水道管は地震に弱いものが多いので、災害に強い新しい水道管に更新する必要があります。

断水すると、手や顔が洗えず、歯磨きができず、お風呂にも入れず、トイレで水を流すこともできません。

水道管の破損



修理



古い水道管をそのままにすると、老朽化によってある日突然水道管が壊れることがあります。

更新しないと破損するリスクが高くなります。

応急給水訓練の様子



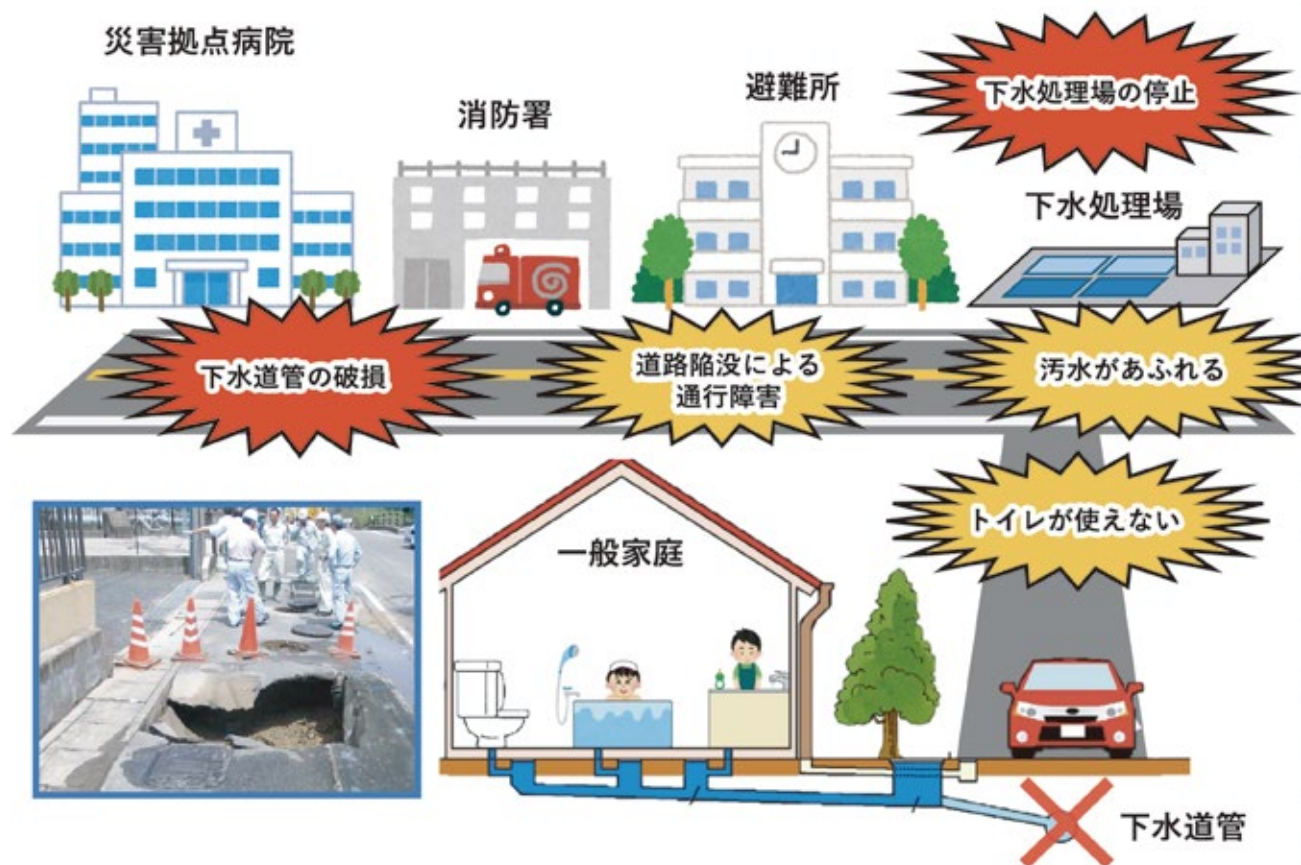
断水したら自分たちで水を取りに行き、運ばなければなりません。水は重いので大変です。

お問い合わせ先《上水道整備課 〆 28-8624》

みなさまの暮らしを守るために管路の更新、

災害に強い下水道施設への更新を進めています

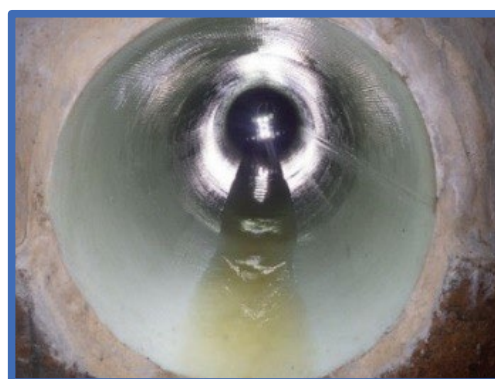
大規模地震の発生により下水道施設が被災し水処理が停止すると、汚水があふれるなどの公衆衛生の問題が発生したり、下水道管破損による道路陥没が発生すると、緊急車両等の通行障害が発生したり、トイレが使えなくなるなどみなさまの健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。



緊急輸送道路（災害対策に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うために指定された道路）に埋設された下水道管や防災拠点と接続する下水道管に対して優先順位に基づく計画的な改築更新により耐震化を進めています。



改築更新
耐震化



お問い合わせ先《下水道整備課 028-8626》

あんしん

べんり

あたらしい

おねがい

おしらせ

お金

耐震化を継続して進めていきます

重要なお知らせ 水道料金・下水道使用料を改定します

一宮市上下水道部では皆様のご負担が大きくなることのないよう、経費の削減に努め、低廉な料金を維持しながら事業運営を行って参りました。

しかしながら人口減少による収入の減少などから、これまで進めてきた老朽化した施設の更新工事・耐震化工事を継続すること、ひいては水道・下水道サービスを将来にわたって安定して提供することが困難な状況となり、水道料金・下水道使用料の改定をさせていただく事となりました。

皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



改定の時期

水道料金・下水道使用料の改定は令和6年10月1日からの適用になります。料金を算定する期間（通常2か月ごとに検針を行っています）に、改定前の期間（令和6年9月30日以前）を含む場合は改定前の料金での算定になります。

偶数月検針：令和6年10月検針分（改定前）→令和6年12月検針分（改定後）

奇数月検針：令和6年11月検針分（改定前）→令和7年1月検針分（改定後）

改定後の水道料金

水道料金のうち、メーターの口径別のもの※は以下のとおりになります。

基本料金7%の改定

従量料金15円の改定

（税抜）

メーターの口径	基本料金（1か月につき）			従量料金（1か月につき）（1㎡あたりの料金）			
	現行	改定額	改定後	使用水量	現行	改定額	改定後
13mm	606円	+42円	648円	10㎡まで	0円	+15円	15円
20mm	611円	+43円	654円	11㎡から25㎡まで	114円	+15円	129円
25mm	977円	+68円	1,045円	26㎡から50㎡まで	173円	+15円	188円
30mm	1,465円	+103円	1,568円	51㎡から100㎡まで	229円	+15円	244円
40mm	2,930円	+205円	3,135円	101㎡以上	287円	+15円	302円
50mm	4,102円	+287円	4,389円				
75mm	10,255円	+718円	10,973円				
100mm	17,433円	+1,220円	18,653円				

※メーターの口径別の料金のほかに公衆浴場用、臨時用の料金も改定となります。

改定後の下水道使用料

下水道使用料のうち、一般用・家事用のもの※は以下のとおりになります。

基本使用料25%の改定

従量使用料18円の改定

(税抜)

用途	基本使用料(1か月につき)			従量使用料(1か月につき)(1㎡あたりの使用料)			
	現行	改定額	改定後	使用水量	現行	改定額	改定後
一般用・ 家事用	596円	+149円	745円	10㎡まで	8円	+18円	26円
				11㎡から 25㎡まで	116円	+18円	134円
				26㎡から 50㎡まで	127円	+18円	145円
				51㎡以上	132円	+18円	150円

※一般用・家事用の使用料のほかに公衆浴場用、臨時用、工場廃液用、事業用の使用料も改定となります。

モデルケースの水道料金・下水道使用料比較

モデルケース:1家族世帯(2~3人)／使用水量:1か月で15㎡使用

水道:メーター口径13mm／下水道:一般用・家事用

改定後の水道料金:基本料金648円+従量料金795円(10㎡×15円+5㎡×129円)=1,443円

改定後の下水道使用料:基本使用料745円+従量使用料930円(10㎡×26円+5㎡×134円)=1,675円

現行
(税抜)

水道料金 1,176円
下水道使用料 1,256円

改定後
(税抜)

水道料金 1,443円
下水道使用料 1,675円

実際のご請求は2か月分をまとめて行いますので、2か月で30㎡使用の場合(1か月15㎡ずつ使用したものとみなす)の計算は次のとおりです。

改定後の水道料金請求額:(1か月の水道料金1,443円+1か月の水道料金1,443円)
×1.1(消費税) = 3,174円

改定後の下水道使用料請求額:(1か月の下水道使用料1,675円+1か月の下水道使用料1,675円)
×1.1(消費税) = 3,685円

現行
(税込)

水道料金 2,587円
下水道使用料 2,763円

改定後
(税込)

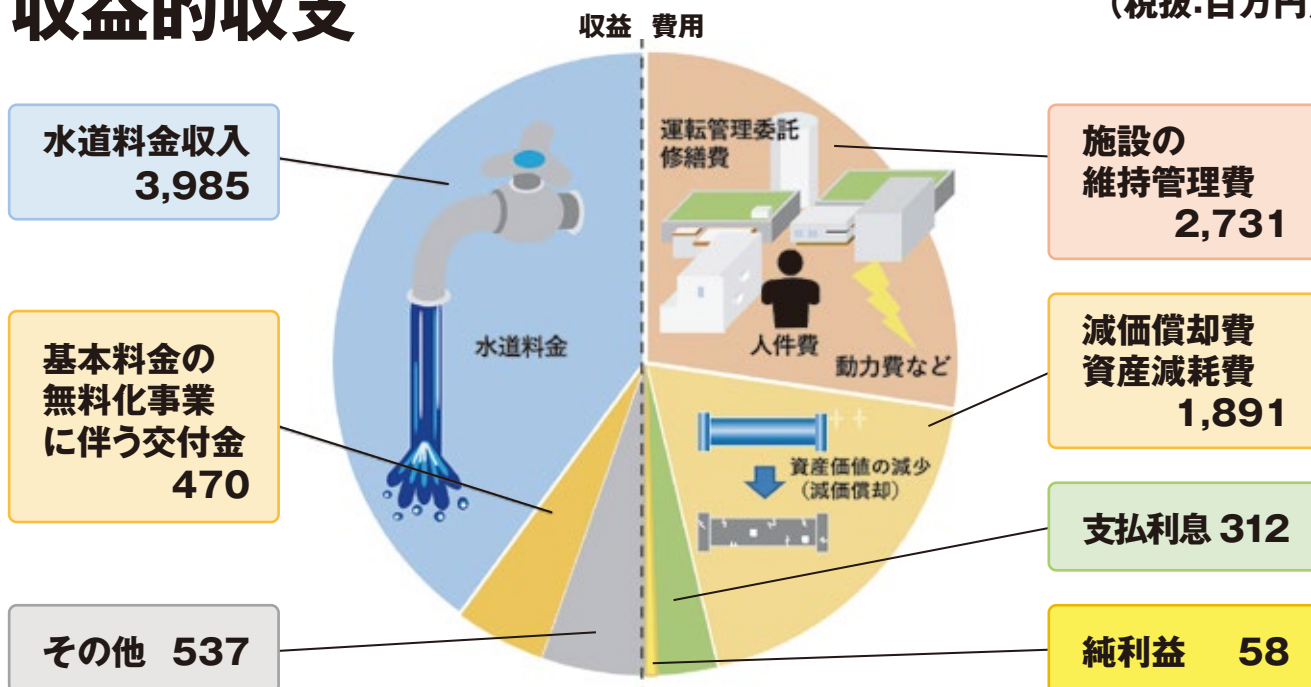
水道料金 3,174円
下水道使用料 3,685円

令和4年度 決算報告

水道事業

収益的収支

(税抜:百万円)



当年度
純損益

5,792万円

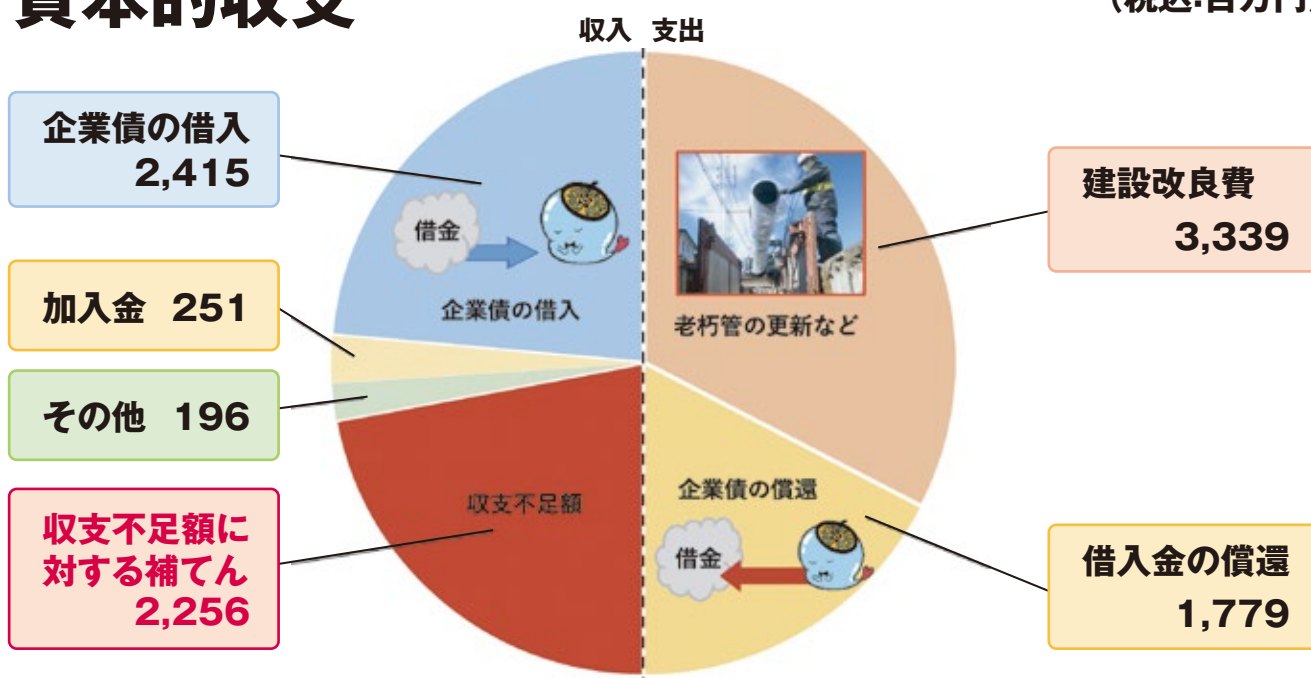
対前年度

△3億543万円

動力費の高騰で施設の維持管理費が増加したことにより、純利益が減少しました。

資本的収支

(税込:百万円)



企業債
残高

251億6,116万円

対前年度

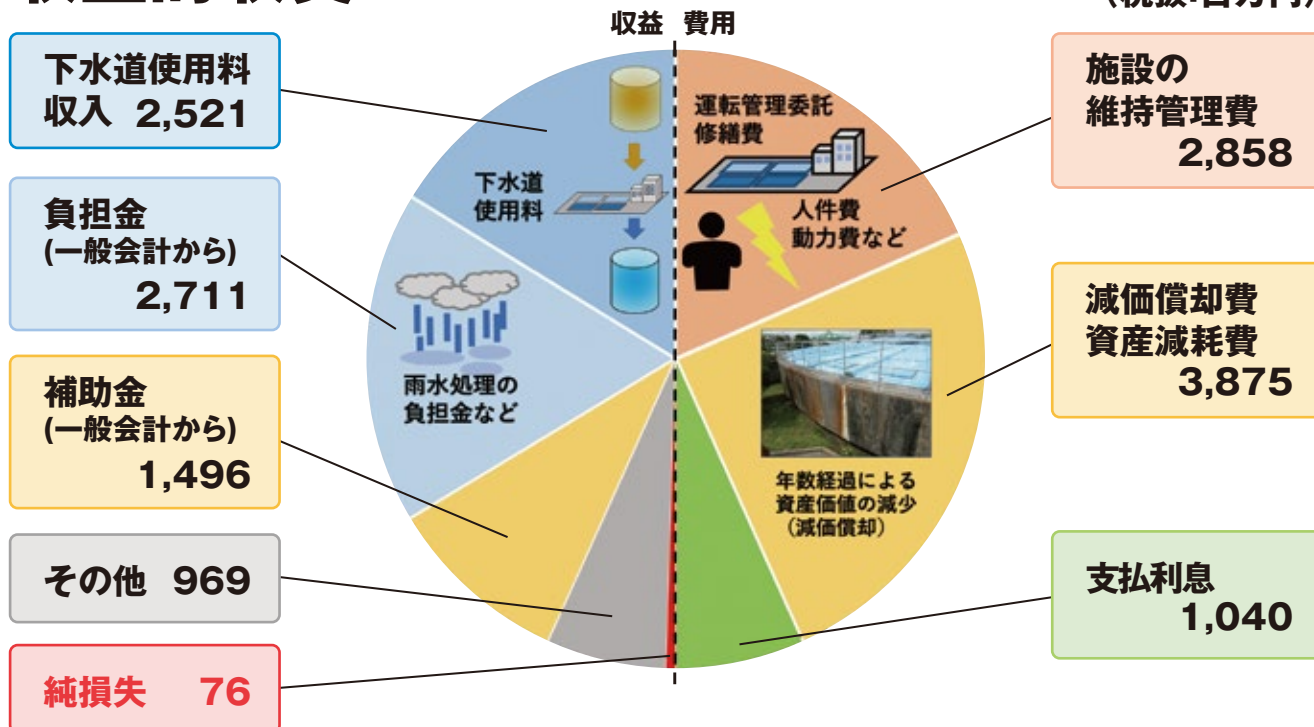
+6億3,638万円

水道施設の更新のために借入を続けているため、残高が増加しました。

下水道事業

収益的収支

(税抜:百万円)



当年度
純損益

△7,571万円

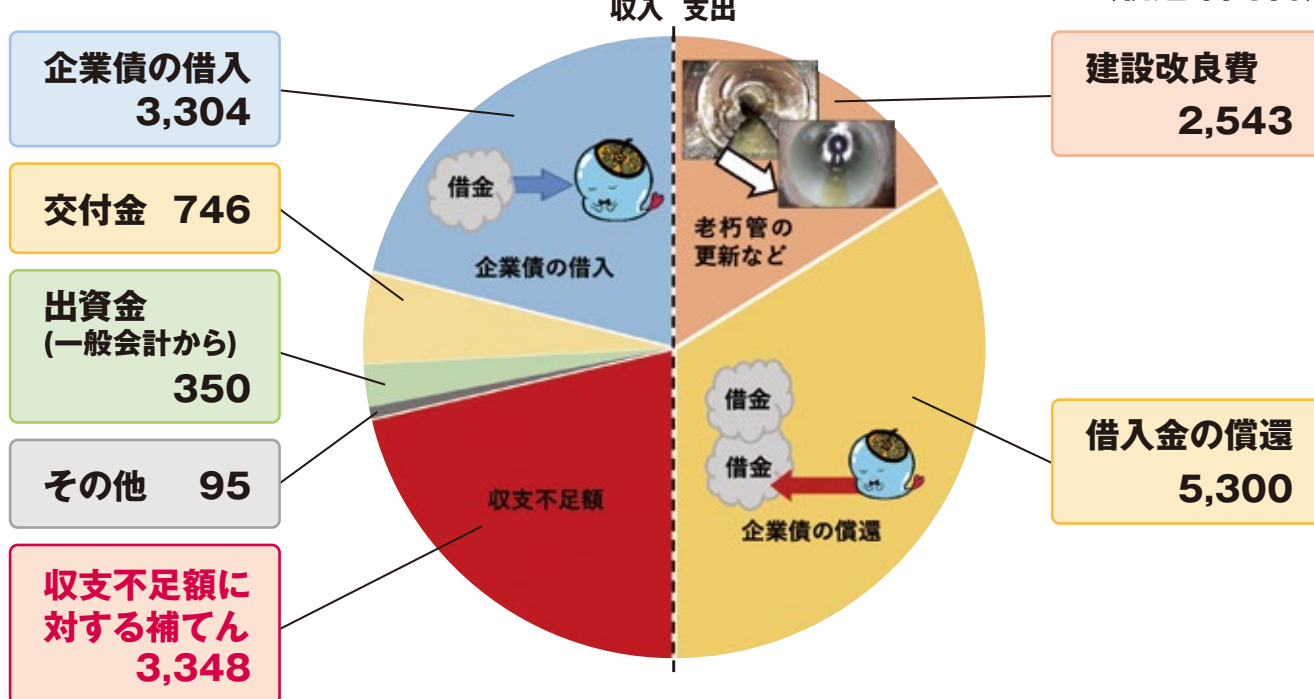
対前年度

△4,943万円

動力費の高騰で施設の維持管理費が増加したことにより、純損失が増加しました。

資本的収支

(税込:百万円)



企業債
残高

723億1,578万円

対前年度

△19億9,539万円

事業費の抑制により、借入額が償還額を下回っていることから、残高が減少しました。

水道の開始・中止をインターネットから申し込めます

水道の開始・中止の申請について、今までは電話または窓口でしかお申し込みができませんでした。インターネットから24時間いつでも受付が可能となりました。ぜひご利用ください。

24時間受付

スマホから申込可能

<注意事項>

- ・申込は水道の使用を開始、中止される3営業日※前までにお願いします。
(営業日以外に申込された場合は次の営業日の受付となります。)

※営業日は土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く平日です。

- ・時間の指定はできません。
- ・開始、中止作業の際に立会いは不要です。
- ・開始作業時に蛇口が開いていた場合は、元栓を閉めておきますので、使用する際に開栓をお願いします。
- ・確認事項がありましたら、こちらからお電話する場合があります。
- ・お急ぎのお客さまはお客さまセンター(0586-28-8622)へお電話でお申込ください。



※こちらの二次元コードから申込可能です。

【市公式ウェブサイト】 ID 1058403 お問い合わせ先《営業課 058-7094》

広告

一宮市水道お客さまセンター

の業務を担当しています

上下水道の使用開始・中止等の受付業務、メーター検針業務、水道料金等の収納業務等を行っています。
どうぞよろしくお願い致します。



当社オリジナルキャラクター
水菜(みく)ちゃん

DK 第一環境株式会社
一宮事務所(一宮市水道お客さまセンター内)
☎0586-28-8622 FAX0586-43-2553

広告

東部・西部浄化センター等運転維持管理
の業務を担当しています。

すべては
公益のために **Water Agency**

株式会社 ウォーターエージェンシー
愛知オペレーションセンター
TEL 052-758-5704
FAX 052-758-5705

広告

パソコン・ITのことなら
何でもお任せ

PCがとにかく遅い、
重い、反応しない、
起動できない、
パスワードを忘れた!!など

30年の実績!!

持込み・出張・宅配配送、何でも対応可能
パソコンサポートショップ たのみま専科
一宮市今伊勢町宮後字寺丁野14-27
☎ 0586-58-3345
☎ 070-5037-5367

広告

佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業
に参画しています

METAWATER

くらし・産業の基盤を支える
水・環境のトータルソリューションカンパニー



メタウォーター株式会社
メタウォーターサービス株式会社

www.metawater.co.jp



★財源確保のため有料広告を掲載しています。広告の内容に関するお問い合わせは直接広告主へお願いします。

あんしん

べんり

あたらしい

おねがい

おしらせ

お金

発行：一宮市上下水道部
一宮市本町2丁目5番6号